

ご利用ください

# 各種融資制度・補助

## 融 資

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種の融資制度を実施しています。

### ●小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

▼対象 市内で、一年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については、5人以下）

- ▼融資額 1250万円以内
- ▼資金使途 運転資金、軽易な設備資金
- ▼返済期間 96カ月以内
- ▼利率 年0・8%（ほかに保証料0・5%～2・2%が必要）
- ▼申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店または市役所商工観光課

※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

### ●勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携している融資制度です。

対象は、いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満65歳以下の方）です。

### 【住宅資金融資制度】

▼内容 1世帯1物件で、1千万円以下（返済は、20年以内で年利2・66%）

※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利

### 【生活安定資金制度】

▼内容 1世帯100万円以内（返済は、4年以内で年利2・81%）

※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

★申し込み・お問い合わせは、東海労働金庫多治見支店（☎230133）へ。

### ●土岐市中心市街地等

#### 出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、中心市街地などへ新たに新店舗される方への融資制度です。

▼融資額 1事業者500万円以内（出店資金総額の2分の1以内）

※返済は最長7年（据え置き1年含む）で、年利2%（信用保証付きの場合1・6%）

▼対象者 対象地域に、新たに店舗や事業所を開設する

個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

▼対象地域 ①中心市街地活性化基本計画に定める範囲

②都市計画法に定める用途区域のうち、商業区域・近隣商業区域（JR中央線の北側を除く）

※大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

▼申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店

個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

▼対象地域 ①中心市街地活性化基本計画に定める範囲

②都市計画法に定める用途区域のうち、商業区域・近隣商業区域（JR中央線の北側を除く）

※大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

▼申し込み 市内の銀行・信用金庫の各支店

個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

## 補 助

### ●小口融資等

#### 信用保証料助成制度

各小口融資制度（①市小口②県小口③協会小口④中心市街地等出店資金）を利用

された方を対象に、その信用保証料を助成します。

▼保証料助成額 融資実行の際に支払った信用保証料の全額

### ●ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造や、ベンチャー企業の育成を推進する制度で、県融資制度（①創業支援資金②経営革新資金）を利用された方を対象に補助を行います。

▼補助金額 融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、1事業者200万円を限度

★そのほかに、中心市街地などへの新たな出店に関しても、家賃補助や店舗を貸し出した方への補助制度があります。

詳しくは、商工観光課（内線232）へどうぞ。